

契約後確認調査の概要

件名：平成29年度 防災・安全交付金(修繕)橋梁補修(国道)工事(国)143号 安曇野市 須沢橋
 業者名：株式会社 アスピア
 住所：松本市宮淵1丁目3番30号

項 目	内 容
1 その価格により入札した理由	公共工事を長年行い同種工事の実績もあり、その経験を活かす事が出来ると考えています。自社積算基準に基づき積算を行い、協力会社の見積りを確認して社内で検討した結果、この価格で出来ると判断して入札をしました。
2 契約工事に関連する手持ち工事の状況	松本建設事務所発注：平成29年度防災・安全交付金(街路)工事 松本市発注：平成29年度(交付金)公共下水道本郷分区管渠更生その1工事 松本市発注：平成29年度市道7702号線他舗装補修工事
3 過去10年間に施工した主な公共工事20力所の業務名、発注者、工事成績評価点	別紙添付

記載要領 各様式共通

1. 受注者は、発注機関の長があらかじめ指定した期日（契約締結後10日以内及び工事完了後しゅん工届提出時）までに記載要領に従って作成した各様式及び各様式の添付書類を提出しなければならぬ。
2. 提出期限以降における提出替え及び再提出は、認めない。ただし、発注機関の長が記載要領に従った記載とし、又は必要な添付書類を提出するよう指示をした場合は、この限りでない。
3. 各様式に記載した内容を立証するため、各様式ごとに提出すべき添付書類のほか、受注者が必要と認める添付書類を提出することができる（この場合、任意の添付書類である旨を各資料の右上部に明記するものとする。）
4. 受注者は、資料提出にあたり、紙ベースと電子データ（確認様式1～2、比較様式1～8）により協議し、発注者の確認後すみやかに指定様式をPDFファイルとして提出する。

確認様式1 契約後確認調査の概要

1. 当該価格で入札した理由を、労務費、手持ち工事の状況、手持ち資材の状況、手持ち機械の状況等の面から記載する。
2. 直接工事費、共通仮設費、現場仮設費又は一般管理費等の各費目別に、自社が入札した価格で施工可能な理由を具体的に記載するとともに、各理由ごとに、その根拠となるべき以下の様式の番号を付記する（以下の様式によっては自社が入札した価格で施工可能な理由が計数的に証明されない場合は、本様式又は添付書類において計数的説明を行うものとする。）
3. 手持ち工事の状況は、国、長野県及び県内市町村発注の契約対象工事と同種又は同類（建設業法の業種区分）の手持ち工事を記載する。添付資料として、当該手持ち工事に関する契約書等の写しを添付する。
4. 過去10年間に施工した主な公共工事ヶ所は、過去10年間に元請として施工した長野県発注の同種工事の実績について記載する。この際、低入札価格調査および重点確認調査の対象となった工事の実績を優先して記載するものとし、その数が20を超えるときは、判明している落札率の低い順に20の工事の実績を選んで記載する。また、各工事ごとの予定価格、工事成績評定点等を記載する。ただし、予定価格が公表されていない場合、工事成績評定点が通知されていない場合等は、この限りでない。
5. 当該価格で入札した結果、安全で良質な施工を行うことは当然である。

比較表一1 積算内訳書の比較表(契約締結後10日以内及び工事完了後しゅん工届提出時に提出)

積算内訳書の比較表

工事名	単位	入札時						工事完成時	
		予定価格		当初入札額		最終契約額	最終実績額		
		金額(a)	備考	金額(A)	備考	金額(C)	金額(B)	備考	
直接工事費	式	14,857,031		14,825,841		/			
共通仮設費	式	4,142,414		3,340,082		/			
純工事費	式	18,999,445		18,165,923		/			
現場管理費	式	10,924,680		8,664,739		/			
工事原価	式	29,924,125		26,830,662		/			
一般管理費等	式	4,995,875		4,169,338		/			
工事価格合計	式	34,920,000		31,000,000					
消費税	8%	2,793,600		2,480,000					
工事費計		37,713,600		33,480,000					

各様式共通

1. 受注者は、発注機関の長があらかじめ指定した期日（契約締結後10日以内及び工事完了後しゅん工届提出時）までに記載要領に従って作成した各様式及び各様式の添付書類を提出しなければならぬ。
2. 提出期限以降における提出書類の差し替え及び再提出は、認めない。ただし、発注機関の長が記載要領に従った記載とし、又は必要な添付書類を提出するよう教示をした場合は、この限りでない。
3. 各様式に記載した内容を立証するため、各様式ごとに提出すべき添付書類のほか、受注者が必要と認める添付書類を提出することができる（この場合、任意の添付書類である旨を各資料の右上部に明記するものとする。）
4. 受注者は、資料提出にあたり、紙ベースと電子データ（確認様式1～2、比較様式1～8）により協議し、発注者の確認後すみやかに指定様式をPDFファイルとして提出する。

比較表－1 積算内訳書の比較表

1. 比較表2の総括表として作成する。

比較表-2 内訳書に対する明細書の比較表 (契約締結後10日以内及び工事完了後しゅん工届提出時に提出)

内訳書に対する明細書の比較表

工事名	平成29年度 防災・安全交付金(修繕)橋梁補修(国道)工事(国)143号 安曇野市 須沢橋									
	入札時					入札時				
	数量	単位	金額	数量	単価(a)	金額(A)	数量	単価(b)	金額(B)	(b)/(a)
橋梁補修工		式	13,435,011			13,392,941				(b)/(a)が0.95~1.05を外れる場合その理由を記入
舗装版取壊し工		式	144,383			144,383				
舗装版切断	50	m	24,050	50	481	24,050				
舗装版破碎	190	m	21,660	190	114	21,660				
敷運搬As	9	m	88,173	9	9,797	88,173				
設処分As	21	t	10,500	21	500	10,500				
橋面排水工		式	495,967			498,057				
橋面防水工	190	m	449,730	190	2,378	451,820				
橋面防水排水管	1	箇所	44,193	1	44,193	44,193				
排水樹水抜き孔	4	箇所	2,044	4	511	2,044				
床板補修工		式	2,480,117			2,345,007				
床板コンクリート切断	135	m	135,405	135	1,003	135,405				
床板修繕面コンクリート除去	100	m	1,043,300	100	10,433	1,043,300				
鉄筋防錆処理	1	橋	149,800	1	98,710	98,710				
コンクリート表面保護工	1	橋	666,020	1	580,320	580,320				
床板コンクリート	8	m	190,640	8	24,040	192,320				
コンクリート補修用繊維	104	kg	211,120	104	2,030	211,120				
設運搬無筋CO	8	m	59,832	8	7,479	59,832				
設処分無筋CO	20	t	24,000	20	1,200	24,000				
伸縮装置補修工		式	4,353,150			4,353,150				
乾式止水材設置	8.5	m	781,150	8.5	91,900	781,150				
伸縮装置取替	7.6	m	3,572,000	7.6	470,000	3,572,000				
アスファルト舗装工		式	376,580			376,580				
橋面舗装	190	m ²	376,580	190	1,982	376,580				
区画線工		式	99,500			99,500				
ペイント区画線	1	式	51,000	1	51,000	51,000				
溶融式区画線	1	式	48,500	1	48,500	48,500				
支承補修工		式	3,469,460			3,560,360				
支承塗装	2	m	9,860	2	4,930	9,860				
支承取替	3	基	3,459,600	3	1,183,500	3,550,500				
橋梁塗装工		式	493,000			493,000				
橋梁塗装工	100	m	493,000	100	4,930	493,000				
下部工補修工		式	1,370,800			1,370,800				

断面修復工	1	橋	563,300	1	563,300	563,300				
ひび割れ補修工	1	橋	312,500	1	312,500	312,500				
表面被覆工	1	橋	495,000	1	495,000	495,000				
排水施設工		式	152,054			152,104				
作業土工	2	m	3,472	2	1,736	3,472				
現場打ち集水溝	1	箇所	30,970	1	31,020	31,020				
埋戻し	1	m	3,020	1	3,020	3,020				
排水管設置	32	m	114,592	32	3,581	114,592				
仮設工		式	1,422,020			1,432,900				
任意仮設工		式	1,422,020			1,432,900				
足場工	1	式	390,020	1	400,900	400,900				
交通管理工	1	式	1,032,000	1	1,032,000	1,032,000				
直接工事費			14,857,031			14,825,841				
技術管理費		式	106,700			106,700				
施工形態動向調査	1	調査	106,700	1	106,700	106,700				
メーソフツ経費			213,000			168,000				
共通仮設費率分			3,822,714			3,065,382				
共通仮設費計			4,142,414			3,340,082				
純工事費			18,999,445			18,165,923				
現場管理費			10,924,680			8,664,739				
工事原価			29,924,125			26,830,662				
一般管理費等			4,995,875			4,169,338				
工事価格計			34,920,000			31,000,000				
消費税			2,793,600			2,480,000				
工事費計			37,713,600			33,480,000				

各様式共通

1. 受注者は、発注機関の長があらかじめ指定した期日（契約締結後10日以内及び工事完了後しゅん工届提出時）までに記載要領に従って作成した各様式及び各様式の添付書類を提出しなければならない。
2. 提出期限以降における提出書類の差し替え及び再提出は、認めない。ただし、発注機関の長が記載要領に従った記載とし、又は必要な添付書類を提出するよう教示をした場合は、この限りでない。
3. 各様式に記載した内容を立証するため、各様式ごとに提出すべき添付書類のほか、受注者が必要と認める添付書類を提出することができる（この場合、任意の添付書類である旨を各資料の右上部に明記するものとする。）
4. 受注者は、資料提出にあたり、紙ベースと電子データ（確認様式1～2、比較様式1～8）により協議し、発注者の確認後すみやかに指定様式をPDFファイルとして提出する。

比較表-2 内訳書に対する明細書の比較表

1. 数量総括表に対応する内訳書とする。
2. 以下の様式に記載する内容と矛盾のない内訳書とする。
3. 契約対象工事の施工に当たって必要となるすべての費用を計上しなければならないものとし発注者から受け取る請負代金から支弁することを予定していない費用（例えば本社の社員を活用する場合など本社経費等により負担する費用）についても計上するものとする。
4. 計上する金額は、計数的根拠のある合理的なもので、かつ、現実的なものでなければならぬものとし、具体的には、過去1年以内の取引実績に基づく下請予定業者（入札者が直接工事を請け負わせることを予定する下請負人をいう以下同じ。）等の見積書、自社の資機材や社員の活用を予定する場合は原価計算に基づく原価等を適切に反映させた合理的かつ現実的なものとする。
5. 自社労務者に係る費用は直接工事費に、また、自社の現場管理職員（技術者等）及び自社の交通誘導員に係る費用は現場管理費にそれぞれ計上するものとし、一般管理費等には計上しないものとする。
6. 現場管理費の費目には、租税公課、保険料、従業員給与手当、法定福利費、外注経費などを適切に計上するものとする。このうち、技術者及び社員の交通誘導員に係る従業員給与手当及び法定福利費については、他と区分して別計上とする。
7. 一般管理費等の費目には、法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、契約保証費などを適切に計上するものとする。
8. 入札者の申込みに係る金額が、契約対象工事の施工に要する費用の額（上記3の定めに従って計上したもの）を下回るときは、その下回る額を不足額として一般管理費等の金額に計上する。
9. 工事の施工に必要な費用との対応関係が不明確な「値引き」、「調整額」、「お得意様割」等の名目による金額計上は行わないものとする。
10. (b)/(a)が0.95～1.05を外れる場合、具体的かつ計数的に理由を記入する。

添付書類

1. 本様式に記載する現場管理費のうち、記載要領6により別計上とした技術者及び自社社員の交通誘導員に対する過去3月分の給与支払額等が確認できる給与明細書又は労働基準法（昭和22年法律第49号）第108条の規定に基づき賃金台帳の写し及び過去3月分の法定福利費（事業者負担分）の負担状況が確認できる書面の写し等を添付する。
2. 上記1の添付書類のほか、下請予定業者や納入予定業者の見積書など積算根拠を示すもの（取引実績や購入原価等に裏付けられたもの）を添付する。ただし、以下の様式及び添付書類によって積算根拠や取引実績等の裏付けが確認できる場合は、本様式の添付書類として添付することを要しない。
（注）本様式は、積算内訳書として提出するものとする。

各様式共通

1. 受注者は、発注機関の長があらかじめ指定した期日（契約締結後10日以内及び工事完了後しゅん工届提出時）までに記載要領に従って作成した各様式及び各様式の添付書類を提出しなければならない。
2. 提出期限以降における提出書類の差し替え及び再提出は、認めない。ただし、発注機関の長が記載要領に従った記載とし、又は必要な添付書類を提出するよう指示をした場合は、この限りでない。
3. 各様式に記載した内容を立証するため、各様式ごとに提出すべき添付書類のほか、受注者が必要と認める添付書類を提出することができる（この場合、任意の添付書類である旨を各資料の右上部に明記するものとする。）
4. 受注者は、資料提出にあたり、紙ベースと電子データ（確認様式1～2、比較様式1～8）により協議し、発注者の確認後すみやかに指定様式をPDFファイルとして提出する。

比較表—3 手持ち資材の比較表

1. 本様式は、契約対象工事で使用する予定の手持ち資材について記載する。
2. 「単価」の欄には、手持ち資材の原価を記載する（契約対象工事について発注者から受け取る請負代金から支弁することを予定していない場合を含む。）例えば、使い切りの材料等については調達時の価格を、繰り返しの使用を予定する備品等については摩耗や償却を適切に見込んだ価格を記載する。

添付書類

1. 本様式に記載した手持ち資材について、その保有を証明する帳簿の写し及び写真（契約対象工事に使用予定である旨を記載した予約書を当該資材固有の特徴が分かる部分（固有番号等）付近に貼付してその付近を撮影したものと及び資材全体が分かるように撮影したもの）を添付する。
2. 本様式に記載した手持ち資材について、調達時の価格が確認できる契約書等の写しを添付する。

各様式共通

1. 受注者は、発注機関の長があらかじめ指定した期日（契約締結後10日以内及び工事完了後しゅん工届提出時）までに記載要領に従って作成した各様式及び各様式の添付書類を提出しなければならない。
2. 提出期限以降における提出書類の差し替え及び再提出は、認めない。ただし、発注機関の長が記載要領に従った記載とし、又は必要な添付書類を提出するよう指示をした場合は、この限りでない。
3. 各様式に記載した内容を立証するため、各様式ごとに提出すべき添付書類のほか、受注者が必要と認める添付書類を提出することができる（この場合、任意の添付書類である旨を各資料の右上部に明記するものとする。）
4. 受注者は、資料提出にあたり、紙ベースと電子データ（確認様式1～8）により協議し、発注者の確認後すみやかに指定様式をPDFファイルとして提出する。

比較表-4 資材購入先一覧の比較表

1. 「単価」の欄には、購入予定業者から資材の納入を受ける際の支払予定の金額で、当該業者の取引実績（過去1年以内の販売実績に限る）のある単価以上の金額等合理的かつ現実的なものを記載する。
2. 「購入先名」の「入札者との関係」欄には、入札者と購入予定業者との関係を記載する。（例）協力会社、同族会社、資本提携会社等。また、取引年数を括弧書きで記載する。
3. 手持ち資材以外で自社製品の資材の活用を予定している場合につき「単価」の欄に自社の製造部門が第三者と取引した際の販売実績額又は、製造原価（いずれも過去1年以内のものに限る）を「購入先名」の欄に当該製造部門に関する事項を、それぞれ記載する。

添付書類

1. 購入予定業者が押印した見積書及びその購入予定業者の取引実績（過去1年以内の販売実績に限る）のある単価など見積書記載の金額の合理性かつ現実性を確認できる契約書等の写しを添付する。
2. 本様式の「購入先名」の「入札者との関係」欄に記載した関係を証明する規約、登録書等を添付する。
3. 自社製品の資材の活用を予定している場合は、本様式に記載した資材を製造している書面のほか、自社の製造部門が第三者と取引した際の販売実績額又は製造原価（いずれも過去1年以内のものに限る）など本様式の「単価」欄の金額の合理性かつ現実性を確認できる契約書等の写し、原価計算書等を添付する。

各様式共通

1. 受注者は、発注機関の長があらかじめ指定した期日（契約締結後10日以内及び工事完了後しゅん工届提出時）までに記載要領に従って作成した各様式及び各様式の添付書類を提出しなければなりません。
2. 提出期限以降における提出書類の差し替え及び再提出は、認めない。ただし、発注機関の長が記載要領に従った記載とし、又は必要な添付書類を提出するよう指示をした場合は、この限りでない。
3. 各様式に記載した内容を立証するため、各様式ごとに提出すべき添付書類のほか、受注者が必要と認める添付書類を提出することができる。（この場合、任意の添付書類である旨を各資料の右上部に明記するものとする。）
4. 受注者は、資料提出にあたり、紙ベースと電子データ（確認様式1～2、比較様式1～8）により協議し、発注者の確認後すみやかに指定様式をPDFファイルとして提出する。

比較表-5 手持ち機械の比較表

1. 本様式は、契約対象工事で使用する予定の手持ち機械について記載する。
2. 「単価」の欄は、手持ち機械の使用に伴う原価を記載する（契約対象工事について発注者から受け取る請負代金から支弁することを予定していない場合を含む。）例えば、年間の維持管理費用（減価償却費を含む）を契約対象工事の専属的使用予定日数で按分した金額に運転経費を加えた額を記載する。

添付書類

1. 本様式に記載した手持ち機械について、その保有を証明する機械管理台帳等の写し及び写真（契約対象工事に使用予定である旨を記載した出荷伝票を当該機械固有の特徴が分かる部分（固有番号等）付近に貼付してその付近を撮影したものと及び機械全体が分かるように撮影したものを）を添付する。
2. 過去1年間の稼働状況など、本様式に記載した手持ち機械が契約対象工事で使用可能な管理状態にあることを明らかにした書面を添付する。
3. 本様式に記載した手持ち機械について、原価の算定根拠を明らかにした書面並びに固定資産税（償却資産）に係る課税台帳登録事項証明書や納税申告における種類別明細書など手持ち機械に係る所有者の氏名・名称及び住所、所在地、種類、数量、取得時期、取得価格、評価額等の明細が明らかにされた書面及び当該年度の減価償却額（当該機械に加えられた大規模補修に伴う追加償却に係るものを含む）を明らかにした書面を添付する。

比較表一6 労務者の確保計画の比較表(契約締結後10日以内およびしゅん工届提出時に提出)

労務者の確保計画の比較表

工事名	平成29年度 防災・安全交付金(修繕)橋梁補修(国道)工事(国)143号 安曇野市 須沢橋				入札時	工事完成時				(B)/(A) <1の場合 その理由を必ず記入 (*下請けへのしわ寄せと判断された 場合は、工事成績が減点されます)
	職種	単価 (A)	員数	下請け会社名 等		単価 (B)	員数	下請け会社名 との関係 等	(B)/(A)	
舗装版取り壊し工 舗装切断	特殊作業員	20,900	0.2	前田道路舗装松本営業所 協力会社(25年)						
	普通作業員	18,000	0.2	前田道路舗装松本営業所 協力会社(25年)						
舗装版破砕	土木一般世話役	21,900	0.19	前田道路舗装松本営業所 協力会社(25年)						
	特殊運転手	19,900	0.19	前田道路舗装松本営業所 協力会社(25年)						
As殻運搬	普通作業員	18,000	0.38	前田道路舗装松本営業所 協力会社(25年)						
	一般運転手	17,300	3.51	株式会社熊澤						
橋面排水工 橋面防水排水管	土木一般世話役	21,900	0.28	前田道路舗装松本営業所 協力会社(25年)						
	特殊作業員	20,900	0.18	前田道路舗装松本営業所 協力会社(25年)						
排水樹水抜き孔	普通作業員	18,000	0.4	前田道路舗装松本営業所 協力会社(25年)						
	土木一般世話役	21,900	0.01	前田道路舗装松本営業所 協力会社(25年)						
床版補修工 床版コンクリート切断	特殊作業員	20,900	0.05	前田道路舗装松本営業所 協力会社(25年)						
	普通作業員	18,000	0.02	前田道路舗装松本営業所 協力会社(25年)						
床版補修箇所コンクリート除去	特殊作業員	20,900	0.95	株式会社 株式会社(23年)						
	普通作業員	18,000	0.95	株式会社 株式会社(23年)						
	土木一般世話役	21,900	9.8	株式会社 株式会社(23年)						
	特殊作業員	20,900	20.1	株式会社 株式会社(23年)						
	普通作業員	18,000	17.7	株式会社 株式会社(23年)						

鉄筋防錆処理	土木一般世話役	21,900	0.94	榎本久					
	特殊作業員	20,900	1.88	榎本久					
	普通作業員	18,000	0.94	榎本久					
コンクリート表面保護	土木一般世話役	21,900	1.33	榎本久					
	特殊作業員	20,900	2.66	榎本久					
	普通作業員	18,000	1.33	榎本久					
床版コンクリート切断	土木一般世話役	21,900	0.46	榎本久					
	特殊作業員	20,900	0.63	榎本久					
	普通作業員	18,000	1.24	榎本久					
無筋コンクリート搬	一般運転手	17,300	2.39	榎本久					
伸縮装置補修工	橋梁世話役	31,000	3.4	榎本久					
乾式止水材設置	橋梁特殊工	28,700	7.65	榎本久					
	普通作業員	18,000	5.95	榎本久					
アスファルト舗装工	特殊作業員	20,900	0.19	前田道路舗装松本営業所					
橋面舗装	特殊運転手	19,900	0.19	前田道路舗装松本営業所					
	普通作業員	18,000	0.57	前田道路舗装松本営業所					
支承補修工	橋梁世話役	31,000	9.9	榎本久					
支取管	橋梁特殊工	28,700	29	榎本久					
	特殊作業員	20,900	13.5	榎本久					
	普通作業員	18,000	9.24	榎本久					
下部工補修工	土木一般世話役	21,900	5.1	榎本久					
断面修復工	特殊作業員	20,900	10.2	榎本久					

	普通作業員	18,000	5.1	網本久					
ひび割れ補修工	土木一般世話役	21,900	2.69	協力会社(23年)					
	特殊作業員	20,900	5.38	協力会社(23年)					
表面被覆工	普通作業員	18,000	2.69	網本久					
	土木一般世話役	21,900	3.2	協力会社(23年)					
	特殊作業員	20,900	6.4	網本久					
	普通作業員	18,000	3.2	協力会社(23年)					
排水施設工 作業土工	特殊運転手	19,900	0.06	前田道路網本営業所					
	普通作業員	18,000	0.06	協力会社(25年)					
現場打ち集水枡	土木一般世話役	21,900	0.15	前田道路網本営業所					
	型枠工	21,700	0.51	協力会社(25年)					
	特殊作業員	20,900	0.03	前田道路網本営業所					
	普通作業員	18,000	0.5	協力会社(25年)					
埋戻し	特殊作業員	20,900	0.03	前田道路網本営業所					
	特殊運転手	19,900	0.03	協力会社(25年)					
排水管設置	普通作業員	18,000	0.08	前田道路網本営業所					
	土木一般世話役	21,900	0.1	協力会社(25年)					
仮設工 足場工	普通作業員	18,000	0.26	前田道路網本営業所					
	橋梁特殊工	28,700	9.14	協力会社(25年)					
	とび工	22,900	2.39	(南剛建工業)					
	土木一般世話役	21,900	0.65	協力会社(12年)					
	普通作業員	18,000	0.61	(南剛建工業)					
	普通作業員	18,000	()	協力会社(12年)					

交通管理工	交通誘導員A	11,600	48 ()	(有)I.A.・I.S.・T.I 協力会社(15年)						
	交通誘導員B	9,900	48 ()	(有)I.A.・I.S.・T.I 協力会社(15年)						

各様式共通

1. 受注者は、発注機関の長があらかじめ指定した期日（契約締結後10日以内及び工事完了後しゅん工届提出時）までに記載要領に従って作成した各様式及び各様式の添付書類を提出しなければならない。
2. 提出期限以降における提出書類の差し替え及び再提出は、認めない。ただし、発注機関の長が記載要領に従った記載とし、又は必要な添付書類を提出するよう教示をした場合は、この限りでない。
3. 各様式に記載した内容を立証するため、各様式ごとに提出すべき添付書類のほか、受注者が必要と認める添付書類を提出することができる（この場合、任意の添付書類である旨を各資料の右上部に明記するものとする。）
4. 受注者は、資料提出にあたり、紙ベースと電子データ（確認様式1～2、比較様式1～8）により協議し、発注者の確認後すみやかに指定様式をPDFフォーマイルとして提出する。

比較表-6 労務者の確保計画の比較表

1. 自社労務者と下請労務者とを区別し自社労務者については労務単価、員数とも（ ）内に外書きする。
2. 「労務単価」の欄には、経費を除いた労務者に支払われる予定の日額賃金の額を記載する。自社労務者に係る労務単価については、契約対象工事について発注者から受け取る請負代金から支弁することを予定していない場合にあっても、当該自社労務者に支払う予定の賃金の額を記載する。
3. 「員数」の欄には、使用する労務者の延べ人数を記載する。
4. 「下請会社名等」の欄には、労務者を使用する下請会社名、入札者と当該下請会社との関係を記載する（例）協力会社、同族会社、資本提携会社等。取引年数を括弧書きで記載する。

添付書類

1. 本様式に記載した自社労務者が自社社員であることを証明する書面及び過去3月分の支払給与実績等が確認できる給与明細書又は労働基準法第108条の規定に基づき賃金台帳の写し等を添付する。
2. 自社労務者を資格の保有が必要な職種に充てようとするときは、その者が必要な資格を有していることを証明する書面を添付する。

比較表一7 工種別労働者配置計画の比較表(契約締結後10日以内及び工事完了後しゅん工届提出時に提出)

工種別労働者配置計画の比較表

工事名	平成29年度 防災・安全交付金(修繕)橋梁補修(国道)143号 安曇野市 須沢橋														(B)/(A)	(B)/(A) <1の場合その理由を必ず記入(*下請けへのしわ寄せと判断された場合は、工事成績が減点されます)	
	工種	種別	入札時											計 (A)			計 (B)
			配置予定人数														
			一般世話役	橋梁世話役	橋梁特殊工	特殊作業員	型枠工	とび工	普通作業員	特殊運転手	一般運転手	交通誘導員A	交通誘導員B	計 (B)			
鋼鉄取壊し工		鋪装切断				0.20			0.20					0.40			
		鋪装版破碎	0.19						0.38	0.19				0.76			
		入敷運搬									3.51			3.51			
橋面排水工		橋面排水排水管	0.28			0.40			0.40					0.86			
		排水排水抜き孔	0.01			0.02			0.02					0.08			
床板補修工		床板コンクリート切断				0.95			0.95					1.90			
		鉄筋補修(コンクリート)撤去	9.80			17.70			17.70					47.60			
		鉄筋防錆処理	0.94			0.94			0.94					3.76			
		コンクリート表面保護	1.33			1.33			1.33					5.32			
		床板コンクリート	0.46			1.24			1.24					2.33			
		Co設置搬								2.39				2.39			
伸縮縫補修工		敷設止水材設置		3.40	7.65	5.95			5.95					17.00			
アスファルト舗装工		橋面舗装				0.19			0.57	0.19				0.95			
支保脚修工		支保脚修工	9.90	29.00	13.50	9.24			9.24					61.64			
下部工補修工		ひび割れ補修工	5.10		10.20	5.10			5.10					20.40			
		ひび割れ補修工	2.69		5.38	2.69			2.69					10.76			
		表面被覆工	3.20		6.40	3.20			3.20					12.80			
排水施設工		作業土工				0.06			0.06	0.06				0.12			
		環状打ち集水溝	0.15			0.50			0.50					1.19			
		埋戻し			0.03	0.51			0.08	0.03				0.14			
		排水管設置	0.10			0.26			0.26					0.36			
仮設工		足場工	0.65		9.14	2.39			0.61					12.79			
		交通管理工									48.00	48.00		96.00			

各様式共通

1. 受注者は、発注機関の長があらかじめ指定した期日（契約締結後10日以内及び工事完了後しゅん工届提出時）までに記載要領に従って作成した各様式及び各様式の添付書類を提出しなければなら
ない。
2. 提出期限以降における提出書類の差し替え及び再提出は、認めない。ただし、発注機関の長が記載要領に従った記載とし、又は必要な添付書類を提出するよう指示をした場合は、この限りでな
い。
3. 各様式に記載した内容を立証するため、各様式ごとに提出すべき添付書類のほか、受注者が必要と認める添付書類を提出することができる（この場合、任意の添付書類である旨を各資料の右上部
に明記するものとする。）
4. 受注者は、資料提出にあたり、紙ベースと電子データ（確認様式1～2、比較様式1～8）により協議し、発注者の確認後すみやかに指定様式をPDFファイルとして提出する。

比較表－7 工種別労務者配置計画の比較表

1. 本様式には比較表－6の計画により確保する労務者の配置に関する計画を記載する。
2. 「配置予定人数」欄は、長野県が公表する職種のうち必要な職種について記載する。

添付書類

1. 本様式に記載した自社労務者の職種ごとの配置計画を添付する。

各様式共通

1. 受注者は、発注機関の長があらかじめ指定した期日（契約締結後10日以内及び工事完了後しゅん工届提出時）までに記載要領に従って作成した各様式及び各様式の添付書類を提出しなければならぬ。
2. 提出期限以降における提出書類の差し替え及び再提出は、認めない。ただし、発注機関の長が記載要領に従った記載とし、又は必要な添付書類を提出するよう教示をした場合は、この限りでない。
3. 各様式に記載した内容を立証するため、各様式ごとに提出すべき添付書類のほか、受注者が必要と認める添付書類を提出することができる（この場合、任意の添付書類である旨を各資料の右上部に明記するものとする。）
4. 受注者は、資料提出にあたり、紙ベースと電子データ（確認様式1～2、比較様式1～8）により協議し、発注者の確認後すみやかに指定様式をPDFファイルとして提出する。

比較表－8 建設副産物の搬出等の比較表

1. 契約対象工事で発生するすべての建設副産物について記載する。
2. 「受入れ価格」の欄には、建設副産物の受入れ予定会社が受け入れる予定の金額で当該社の取引実績（過去1年以内の受入れ実績に限る）のある単価以上の金額等合理的かつ現実的なものを記載する。

添付書類

1. 受入れ予定会社が押印した受入れ承諾書を添付する。
2. 受入れ予定会社が押印した見積書及びその受入れ予定会社の取引実績（過去1年以内の受入れ実績に限る）のある単価など見積書記載の金額の合理性かつ現実性を確認できる契約書等の写しを添付する。